

電子マネー・マルチメディア端末を使用した特殊詐欺被害の発生

被害の概要

今月、県内の60歳代の男性携帯電話に「電話をしてください。」などと記載されたメールが届き、記載された連絡先に電話をすると、
「サイトに入会されていますが、入金がありません。
違約金を支払ってください。」
「ハッキングの損害が出ているので、50万円分のサイバー保険に入ってくれば保証ができる。」
などと言われ、コンビニエンスストアで電子マネーを購入しカード番号を伝え、さらにマルチメディア端末を使用し、「収納代行」により、現金をだましとられる被害が発生しました。

電子マネー等を悪用する架空料金請求詐欺の特徴

- ・ コンビニ店舗内に設置されているマルチメディア端末を使ってレシートタイプのものを発行させたり、ギフトカードを購入させる
- ・ 被害者の内、8割が50歳から60歳代であり、いずれも「自分は騙されないと思った」と回答している。

電子マネー取扱店舗の皆様へのお願い

- 架空料金請求詐欺被害の最近の傾向として、犯人は、**電子マネーカードや収納代行サービス、宅配便**などを使ってだましとられる被害が発生しています。
- **年齢や性別に関係なく、高額**の電子マネーを購入に来た方に対して、**「最近電子マネーを使った特殊詐欺被害が増えています。」**
などと声掛けをしていただくとともに、**警察への通報**をいただき、架空料金請求詐欺の被害防止にご協力をお願いします。

